3　株式会社ホテル秋田屋の取扱い
清算株式会社は、前記１の一般債権者のうち、株式会社ホテル秋田屋に対し、金868,500円を、本協定の認可決定が確定した日から１箇月以内に弁済し、当該金額を控除した残額につき、その債務の免除を受ける。
4　清算条項
清算株式会社及び各債権者は、本協定に明記するもののほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
5　確認事項
清算株式会社の管理口座に対する売掛金60万8507円の誤入金については、株式会社ホテル秋田屋に帰属する売掛金であること及び清算株式会社の財産として取り扱わず、本協定に基づく各債権者への弁済の原資に充てないことを確認する。
6　新たな財産の発見について
本協定による支払いが完了した後に新たな財産が発見された場合、清算人は直ちにこれを換価して、その換価金から必要な経費を控除した残額を、前記１の一般債権を有する債権者らに対し、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、前記２及び３の債権放棄は、新たになされた弁済の限度でその効力を失うものとする。
青森地方裁判所第２民事部

## 船舶所有者等責任制限手続終結

**平成１７年（船）第１号**
大韓民国ソウル特別市瑞草区瓮院洞37―12ノンヨンビル702号
申立人　ピア・シッピング・カンパニー・リミテッド
主文　本件責任制限手続を終結する。
平成23年３月３日
広島地方裁判所民事第４部

## 監 督 命 令

**平成２３年（再）第２号**
千葉市若葉区加曽利町1603番地31
再生債務者　ムトウ住建販売株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　千葉市中央区中央３丁目15番６号やまちょうビル５階　渡辺・石川法律事務所　弁護士　石川　知明
平成23年３月４日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（再）第１号**
京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670　京都フクトクビル８階
再生債務者　株式会社シーエーエム
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　京都市中京区丸太町通烏丸東入ＫＳ京都インペリアルビル２階　豊田法律事務所　弁護士　豊田　和宏
平成23年３月２日
京都地方裁判所第５民事部

## 再生手続開始

**平成２３年（再）第６号**
大阪府大東市新田本町12番21号
再生債務者　東洋シャーリング株式会社
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月８日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年５月18日から平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

## 決議に付する決定及び債権者集会招集

**平成２２年（再）第３号**
栃木県宇都宮市川田町1000番地１
再生債務者　株式会社カワダ
1　決議に付する計画案　平成23年１月31日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成23年３月25日午後２時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成23年３月18日まで
平成23年３月４日
宇都宮地方裁判所第１民事部

**平成２２年（再）第２号**
広島市佐伯区石内南１丁目14番１号
再生債務者　株式会社井場工務店
1　決議に付する計画案　平成23年２月18日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成23年４月21日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成23年４月20日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成23年４月20日
平成23年３月４日
広島地方裁判所民事第４部

## 再生計画認可

**平成２１年（再）第１号**
青森県八戸市大字十三日町16番地
再生債務者　八戸スカイビル株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年３月３日　青森地方裁判所八戸支部

**平成２２年（再）第１号**
静岡県熱海市和田町18―31
再生債務者　坂本　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年３月４日
静岡地方裁判所沼津支部民事部

## 再生手続終結

**平成１７年（再）第６号**
長崎県壱岐市勝本町新城西触1645番地
再生債務者　株式会社壱岐カントリー倶楽部
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年３月２日
福岡地方裁判所第４民事部

## 小規模個人再生による再生手続開始

**平成２３年（再イ）第６号**
愛知県一宮市神戸町13番地１　リネット西一宮501号
再生債務者　髙山美和子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成23年３月30日から平成23年４月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（再イ）第１４号**
栃木県宇都宮市滝の原３丁目７番10号
再生債務者　小川　友惠
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年３月24日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月７日から平成23年４月15日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

**平成２２年（再イ）第９９号**
静岡県島田市月坂２丁目11番地の12
再生債務者　西田　達生
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年３月24日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月４日から平成23年４月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（再イ）第３号**
釧路市鳥取北７丁目６番８号　ハイツハピネスＡ103
再生債務者　真田　誠一
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年３月25日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月８日から平成23年４月15日まで
釧路地方裁判所